平成２９年（フ）第１３３号
岐阜県美濃市大矢田2241番地２
債務者　梅村　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５４１号
名古屋市緑区滝ノ水５丁目2314番地　グランペール滝ノ水202号
債務者　相羽　咲子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４６号
愛知県大府市東新町５丁目165番地
債務者　権田　智恵
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３０号
愛知県瀬戸市品野町６丁目1203番地　グリーンゲイブルズ201
債務者　吉田　麻理（旧姓丹）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
三重県津市久居持川町2256番地10　ピュアライフ久居106号
債務者　越坂　　勇
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目60番地　第２稲野マンション202号
債務者　尾田　典延
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
兵庫県たつの市龍野町日山114番地４
債務者　荒木　朝子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅１棟104号
債務者　中森　友也
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅１棟104号
債務者　中森美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県たつの市龍野町中村280番地１　クレメントＭⅡ
債務者　増井　知恵
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５４号
山口県下関市伊倉本町８番18―105号　コート曙
債務者　藤田　　稜
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
愛媛県新居浜市本郷１丁目４番13号　コーポＫ202号、前住所愛媛県伊予郡砥部町高尾田826番地１　コーポ麻生202号
債務者　伊勢田美幸（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地207　コーポドレミ101
債務者　岩永　雅彦
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３６号
福岡県直方市大字植木2404番地　市住595号
債務者　佐伯　国広
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１５６号
宮崎市新別府町城元206番地１　ＰＩＮＥＶＩＥＷ101号
債務者　中所　論子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮崎県日向市南町８番21号　男住宅２号
債務者　甲斐　忠行
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２５号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水21番地62　玉清水団地５号、旧住所青森県北津軽郡中泊町大字深郷田字富森114番地６
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係